

都協議等に基づく修正事項に関する新旧対照表

別紙2

頁	旧	新	内容
震災編 第1部 第2章 第1節 3	第2章 首都直下地震による被害想定 第1節 府中市の概況 第2項 面積人口	第2章 首都直下地震による被害想定 第1節 府中市の概況 第2項 面積人口 府中市の近年の土地利用の状況は農地や企業用地を転用した住宅地の増加傾向にある。それに伴い、大規模開発による地域環境の変化、ミニ開発による敷地の細分化、緑地の減少などの問題が表面化してきた。そのため、「府中都市計画マスタープラン」におけるまちづくり方針に基づき、地域特性を生かした住みよいまちづくりを推進するため、市民との協働により地域別まちづくり方針を策定する。また、まちづくりを重点的、優先的に進める必要がある地区をまちづくり誘導地区に指定し、誘導計画を策定する過程を通じて、市民と事業者との協働によるまちづくりを進める仕組みを構築する。	追加 風水害編も同様
震災編 第1部 第2章 第3節 9		第3節 府中市における地域毎の被害の特徴と課題 市の地域毎の被害の特徴や課題を把握するため、被害想定の結果を分析した。その結果から、「3 多磨霊園・武蔵野公園」地域の建物の全壊・半壊の被害が特に大きく、「8 武蔵台緑地」「9 東芝府中事業所・日鋼町（すずかけ公園）」地域では、ほぼ全域で建物の焼失が発生することが分かった。また、区域内の人口が多い、「3 多磨霊園・武蔵野公園」「5-2 多摩川河川敷 是政・小柳町地区」「6 東京競馬場」地域では、応急給水及び仮設トイレの需要が高くなり、そのうち、「5-2 多摩川河川敷 是政・小柳町地区」「6 東京競馬場」地域においては、エレベーターの停止による避難者も多数発生する。 そのため、「3 多磨霊園・武蔵野公園」地域では、建物の耐震化の促進、「8 武蔵台緑地」「9 東芝府中事業所・日鋼町（すずかけ公園）」地域では、延焼防止対策の強化が求められる。また、「3 多磨霊園・武蔵野公園」地域では、応急給水体制の強化及び仮設トイレの確保、「5-2 多摩川河川敷 是政・小柳町地区」「6 東京競馬場」地域では、応急給水体制の強化、仮設トイレの確保及びエレベーターの復旧体制の強化を進める必要がある。 また、地域毎の詳細な被害の特徴と課題は以下の表のとおりである。 なお、地域区分は「避難場所区域割」をもとに14区域とした。	追加

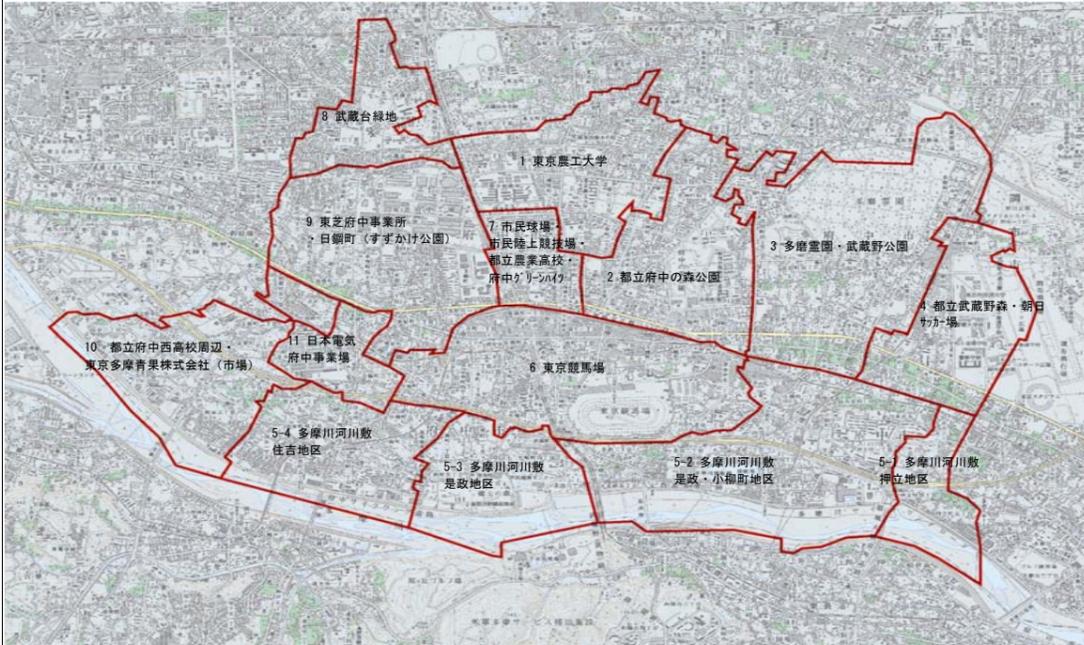


図 地域区分

頁	旧	新	内容																																								
震災編 第1部 第2章 第3節 10		表 地域毎の被害の特徴と課題 <table border="1" data-bbox="1466 218 2377 1688"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>避難場所名称(地区)</th> <th>被害の特徴</th> <th>課題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>東京農工大学</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 新町・栄町で建物の全壊・半壊建物が<u>多い。</u> 栄町では建物の焼失が発生する。 区域内の建物数が多く、応急危険度判定の対象が多い。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 建物の耐震化促進 延焼防止対策の強化 応急危険度判定員の確保 </td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>都立府中の森公園</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 浅間町で建物の半壊が多い。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 建物の耐震化促進 </td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>多磨霊園・武蔵野公園</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 紅葉丘で建物の全壊・半壊が非常に多い。 区域内の人口が多く、応急給水の需要が高い。 多数の仮設トイレの必要となる。 区域内の建物数が多く、応急危険度判定の対象が多い。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 建物の耐震化促進 応急給水体制の強化 仮設トイレの確保 応急危険度判定員の確保 </td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>都立武蔵野の森公園・朝日サッカー場</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 朝日町で建物の半壊が多い。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 建物の耐震化促進 </td> </tr> <tr> <td>5-1</td> <td>多摩川河川敷 押立地区</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 地震による被害は比較的少ない。 </td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>5-2</td> <td>多摩川河川敷 是政・小柳町地区</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 清水が丘から小柳町にかけて建物の半壊が多い。 エレベーターの停止により、地震発生後に避難者が増加する。 区域内の人口が多く、応急給水の需要が高い。 多数の仮設トイレが必要となる。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 建物の耐震化促進 エレベーターの復旧体制の強化 応急給水体制の強化 仮設トイレの確保 </td> </tr> <tr> <td>5-3</td> <td>多摩川河川敷 是政地区</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 地震による被害は比較的少ない。 </td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>5-4</td> <td>多摩川河川敷 住吉地区</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 地震による被害は比較的少ない。 </td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>東京競馬場</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> JR南武線沿いの片町・宮西町で建物の全壊・半壊が多い。 エレベーターの停止により、地震発生後に避難者が増加する。 区域内の人口が多く、応急給水の需要が高い。 多数の仮設トイレの必要となる。 区域内の建物数が多く、応急危険度判定の対象が多い。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 建物の耐震化促進 エレベーターの復旧体制の強化 応急給水体制の強化 仮設トイレの確保 応急危険度判定員の確保 </td> </tr> </tbody> </table>	No.	避難場所名称(地区)	被害の特徴	課題	1	東京農工大学	<ul style="list-style-type: none"> 新町・栄町で建物の全壊・半壊建物が<u>多い。</u> 栄町では建物の焼失が発生する。 区域内の建物数が多く、応急危険度判定の対象が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物の耐震化促進 延焼防止対策の強化 応急危険度判定員の確保 	2	都立府中の森公園	<ul style="list-style-type: none"> 浅間町で建物の半壊が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物の耐震化促進 	3	多磨霊園・武蔵野公園	<ul style="list-style-type: none"> 紅葉丘で建物の全壊・半壊が非常に多い。 区域内の人口が多く、応急給水の需要が高い。 多数の仮設トイレの必要となる。 区域内の建物数が多く、応急危険度判定の対象が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物の耐震化促進 応急給水体制の強化 仮設トイレの確保 応急危険度判定員の確保 	4	都立武蔵野の森公園・朝日サッカー場	<ul style="list-style-type: none"> 朝日町で建物の半壊が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物の耐震化促進 	5-1	多摩川河川敷 押立地区	<ul style="list-style-type: none"> 地震による被害は比較的少ない。 	二	5-2	多摩川河川敷 是政・小柳町地区	<ul style="list-style-type: none"> 清水が丘から小柳町にかけて建物の半壊が多い。 エレベーターの停止により、地震発生後に避難者が増加する。 区域内の人口が多く、応急給水の需要が高い。 多数の仮設トイレが必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物の耐震化促進 エレベーターの復旧体制の強化 応急給水体制の強化 仮設トイレの確保 	5-3	多摩川河川敷 是政地区	<ul style="list-style-type: none"> 地震による被害は比較的少ない。 	二	5-4	多摩川河川敷 住吉地区	<ul style="list-style-type: none"> 地震による被害は比較的少ない。 	二	6	東京競馬場	<ul style="list-style-type: none"> JR南武線沿いの片町・宮西町で建物の全壊・半壊が多い。 エレベーターの停止により、地震発生後に避難者が増加する。 区域内の人口が多く、応急給水の需要が高い。 多数の仮設トイレの必要となる。 区域内の建物数が多く、応急危険度判定の対象が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物の耐震化促進 エレベーターの復旧体制の強化 応急給水体制の強化 仮設トイレの確保 応急危険度判定員の確保 	追加
No.	避難場所名称(地区)	被害の特徴	課題																																								
1	東京農工大学	<ul style="list-style-type: none"> 新町・栄町で建物の全壊・半壊建物が<u>多い。</u> 栄町では建物の焼失が発生する。 区域内の建物数が多く、応急危険度判定の対象が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物の耐震化促進 延焼防止対策の強化 応急危険度判定員の確保 																																								
2	都立府中の森公園	<ul style="list-style-type: none"> 浅間町で建物の半壊が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物の耐震化促進 																																								
3	多磨霊園・武蔵野公園	<ul style="list-style-type: none"> 紅葉丘で建物の全壊・半壊が非常に多い。 区域内の人口が多く、応急給水の需要が高い。 多数の仮設トイレの必要となる。 区域内の建物数が多く、応急危険度判定の対象が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物の耐震化促進 応急給水体制の強化 仮設トイレの確保 応急危険度判定員の確保 																																								
4	都立武蔵野の森公園・朝日サッカー場	<ul style="list-style-type: none"> 朝日町で建物の半壊が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物の耐震化促進 																																								
5-1	多摩川河川敷 押立地区	<ul style="list-style-type: none"> 地震による被害は比較的少ない。 	二																																								
5-2	多摩川河川敷 是政・小柳町地区	<ul style="list-style-type: none"> 清水が丘から小柳町にかけて建物の半壊が多い。 エレベーターの停止により、地震発生後に避難者が増加する。 区域内の人口が多く、応急給水の需要が高い。 多数の仮設トイレが必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物の耐震化促進 エレベーターの復旧体制の強化 応急給水体制の強化 仮設トイレの確保 																																								
5-3	多摩川河川敷 是政地区	<ul style="list-style-type: none"> 地震による被害は比較的少ない。 	二																																								
5-4	多摩川河川敷 住吉地区	<ul style="list-style-type: none"> 地震による被害は比較的少ない。 	二																																								
6	東京競馬場	<ul style="list-style-type: none"> JR南武線沿いの片町・宮西町で建物の全壊・半壊が多い。 エレベーターの停止により、地震発生後に避難者が増加する。 区域内の人口が多く、応急給水の需要が高い。 多数の仮設トイレの必要となる。 区域内の建物数が多く、応急危険度判定の対象が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物の耐震化促進 エレベーターの復旧体制の強化 応急給水体制の強化 仮設トイレの確保 応急危険度判定員の確保 																																								

頁	旧	新	内容																				
震災編 第1部 第2章 第3節 11		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1472 191 1546 264">7</td> <td data-bbox="1546 191 1843 264">市民球場・市民陸上競技場・都立農業高校・府中グリーンハイツ</td> <td data-bbox="1843 191 2258 264"> <ul style="list-style-type: none"> JR武蔵野線より東側の晴見町で建物の焼失が多い。 </td> <td data-bbox="2258 191 2481 264"> <ul style="list-style-type: none"> 延焼防止対策の強化 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1472 264 1546 653">8</td> <td data-bbox="1546 264 1843 653">武蔵台緑地</td> <td data-bbox="1843 264 2258 653"> <ul style="list-style-type: none"> 武蔵台と北山町で建物の半壊が多い。 ほぼ全域で、建物の焼失が発生する。 地震発生直後から約6千人の避難所生活者が発生、1ヶ月後も避難所生活者はあまり減らない。 全壊・焼失の被害が大きく大量のがれきが発生する。 全壊・焼失の被害が大きく仮設住宅の需要が多い。 </td> <td data-bbox="2258 264 2481 653"> <ul style="list-style-type: none"> 建物の耐震化促進 延焼防止対策の強化 避難者生活者用物資の確保 がれき処理体制の強化 仮設住宅の供給体制強化 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1472 653 1546 1115">9</td> <td data-bbox="1546 653 1843 1115">東芝府中事業所・日鋼町(すずかけ公園)</td> <td data-bbox="1843 653 2258 1115"> <ul style="list-style-type: none"> 西原町及び美好町で建物の全壊・半壊が多い。 本宿町を中心に、区域の西側を縦断する広い範囲で建物の焼失が多数発生する。 地震発生直後から約1万人の避難所生活者が発生し、食料や飲料水等の避難所生活者用の物資が大量に必要となる。 全壊・焼失の被害が大きく大量のがれきが発生する。 全壊・焼失の被害が大きく仮設住宅の需要が多い。 火災による負傷者が多数発生する。 </td> <td data-bbox="2258 653 2481 1115"> <ul style="list-style-type: none"> 建物の耐震化促進 延焼防止対策の強化 避難者生活者用物資の確保 がれき処理体制の強化 仮設住宅の供給体制強化 医療救護体制の強化 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1472 1115 1546 1199">10</td> <td data-bbox="1546 1115 1843 1199">都立府中西高校周辺・東京多摩青果株式会社(国立市)</td> <td data-bbox="1843 1115 2258 1199"> <ul style="list-style-type: none"> 地震による被害は比較的少ない。 </td> <td data-bbox="2258 1115 2481 1199">-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1472 1199 1546 1241">11</td> <td data-bbox="1546 1199 1843 1241">日本電気府中事業場</td> <td data-bbox="1843 1199 2258 1241"> <ul style="list-style-type: none"> 地震による被害は比較的少ない。 </td> <td data-bbox="2258 1199 2481 1241">-</td> </tr> </table>	7	市民球場・市民陸上競技場・都立農業高校・府中グリーンハイツ	<ul style="list-style-type: none"> JR武蔵野線より東側の晴見町で建物の焼失が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 延焼防止対策の強化 	8	武蔵台緑地	<ul style="list-style-type: none"> 武蔵台と北山町で建物の半壊が多い。 ほぼ全域で、建物の焼失が発生する。 地震発生直後から約6千人の避難所生活者が発生、1ヶ月後も避難所生活者はあまり減らない。 全壊・焼失の被害が大きく大量のがれきが発生する。 全壊・焼失の被害が大きく仮設住宅の需要が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物の耐震化促進 延焼防止対策の強化 避難者生活者用物資の確保 がれき処理体制の強化 仮設住宅の供給体制強化 	9	東芝府中事業所・日鋼町(すずかけ公園)	<ul style="list-style-type: none"> 西原町及び美好町で建物の全壊・半壊が多い。 本宿町を中心に、区域の西側を縦断する広い範囲で建物の焼失が多数発生する。 地震発生直後から約1万人の避難所生活者が発生し、食料や飲料水等の避難所生活者用の物資が大量に必要となる。 全壊・焼失の被害が大きく大量のがれきが発生する。 全壊・焼失の被害が大きく仮設住宅の需要が多い。 火災による負傷者が多数発生する。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物の耐震化促進 延焼防止対策の強化 避難者生活者用物資の確保 がれき処理体制の強化 仮設住宅の供給体制強化 医療救護体制の強化 	10	都立府中西高校周辺・東京多摩青果株式会社(国立市)	<ul style="list-style-type: none"> 地震による被害は比較的少ない。 	-	11	日本電気府中事業場	<ul style="list-style-type: none"> 地震による被害は比較的少ない。 	-	追加
7	市民球場・市民陸上競技場・都立農業高校・府中グリーンハイツ	<ul style="list-style-type: none"> JR武蔵野線より東側の晴見町で建物の焼失が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 延焼防止対策の強化 																				
8	武蔵台緑地	<ul style="list-style-type: none"> 武蔵台と北山町で建物の半壊が多い。 ほぼ全域で、建物の焼失が発生する。 地震発生直後から約6千人の避難所生活者が発生、1ヶ月後も避難所生活者はあまり減らない。 全壊・焼失の被害が大きく大量のがれきが発生する。 全壊・焼失の被害が大きく仮設住宅の需要が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物の耐震化促進 延焼防止対策の強化 避難者生活者用物資の確保 がれき処理体制の強化 仮設住宅の供給体制強化 																				
9	東芝府中事業所・日鋼町(すずかけ公園)	<ul style="list-style-type: none"> 西原町及び美好町で建物の全壊・半壊が多い。 本宿町を中心に、区域の西側を縦断する広い範囲で建物の焼失が多数発生する。 地震発生直後から約1万人の避難所生活者が発生し、食料や飲料水等の避難所生活者用の物資が大量に必要となる。 全壊・焼失の被害が大きく大量のがれきが発生する。 全壊・焼失の被害が大きく仮設住宅の需要が多い。 火災による負傷者が多数発生する。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物の耐震化促進 延焼防止対策の強化 避難者生活者用物資の確保 がれき処理体制の強化 仮設住宅の供給体制強化 医療救護体制の強化 																				
10	都立府中西高校周辺・東京多摩青果株式会社(国立市)	<ul style="list-style-type: none"> 地震による被害は比較的少ない。 	-																				
11	日本電気府中事業場	<ul style="list-style-type: none"> 地震による被害は比較的少ない。 	-																				
震災編 第1部 第3章 12		第2節 死者の半減 第1項 住宅の倒壊による死者の半減 1 目標を達成するための市の主な対策 (7) 救命講習等の実施 (第2部第4章) (8) 全国瞬時警報システムや緊急地震速報等の整備・利用 (第3部第2章)	追加																				
		第2項 火災による死者の半減 1 目標を達成するための市の主な対策 (9) 救命講習等の実施 (第2部第4章)	追加																				

頁	旧	新	内容
震災編 第2部 第1章 第4節 26	第4節 道路・橋梁の整備 第1項 計画目標 なお、道路の整備や橋梁の架替に当たっては、交通安全施設の拡充や沿道緑化を進めるとともに、高齢者、障害者（児）などの災害時要援護者の歩行や避難に配慮した道路環境の整備に努める。	第4節 道路・橋梁の整備 第1項 計画目標 なお、道路の整備や橋梁の架替に当たっては、交通安全施設の拡充や沿道緑化を進めるとともに、 <u>京王線府中駅、JR府中本町駅周辺をバリアフリー法に基づく重点整備地区に指定し、関係機関と協力して道路のバリアフリー化の推進を図り、</u> 高齢者、障害者（児）など（以下「災害時要援護者」という。）の歩行や避難に配慮した道路環境の整備に努める。	修正
震災編 第2部 第2章 第4節 33	第2節 ライフライン施設の安全化 第2項 現況・事業計画 2 下水道施設 イ 管渠の整備 管渠のうち経年変化等により安定性の低下した管渠については補強を行っている。今後もテレビカメラ等による機能調査に基づき、老朽化の著しい管渠から計画的に補強を進める。	第2節 ライフライン施設の安全化 第2項 現況・事業計画 2 下水道施設 イ 管渠の整備 管渠のうち経年変化等により安定性の低下した管渠については補強を行っているが、 <u>第5次府中市総合計画後期基本計画に示すとおり、平成25年度までにすべての下水道管の点検・調査を実施するとともに、必要に応じた補修や更生工事を実施する。</u> 今後もテレビカメラ等による機能調査に基づき、老朽化の著しい管渠から計画的に補強を進める。	追加
震災編 第2部 第2章 第4節 39	第4節 建築物の耐震性・不燃化促進（生活文化部・都市整備部） 第1項 計画目標 <u>建築物の不燃化を促進し、耐震性を向上させることにより、震災による被害の軽減を図る。</u> <u>不燃化地域の拡大、防災上重要な公共施設及び重要な地区の建築物の耐震不燃化を推進する。</u>	第4節 建築物の耐震性・不燃化促進（市民生活部・都市整備部） 第1項 計画目標 <u>府中市耐震改修促進計画に基づき、防災上重要な公共施設及び重要な地区の建築物の耐震化を促進するとともに、建築物の不燃化や不燃化地域の拡大を推進し、震災による被害の軽減を図る。</u>	修正
震災編 第2部 第2章 第4節 40	第2項 現況・事業計画 3 建築物の耐震診断等 (1) 公共建築物 市の公共施設は、災害時における避難、救護、復旧対策活動等の拠点となる重要な施設である。そのため、必要に応じて施設の耐震調査等を実施し、計画的な補強改修に努める。 また、公共施設の新設に当たっては、その施設の機能を考慮した耐震性の高い施設づくりを推進する。	第2項 現況・事業計画 3 建築物の耐震診断等 (1) 公共建築物 市の公共施設は、災害時における避難、救護、復旧対策活動等の拠点となる重要な施設である。そのため、必要に応じて施設の耐震調査等を実施し、計画的な補強改修に努める。 <u>なお、文化センター（昭和62年開館の片町文化センターを除く10施設）は施設の老朽化が進んでいるため、第5次府中市総合計画後期基本計画に示すとおり、耐震工事を進めている最中である。平成19年度現在の工事完了率は70%であるが、平成25年度までに全施設の耐震工事を目指している。さらに、設備についても老朽化が進んでおり、緊急的な修繕が多数発生しているため、順次更新を図る。</u> <u>また、市立小中学校33校については、体育館は平成20年度をもって、全て耐震改修が完了する予定である。</u> <u>校舎の耐震化及び学校施設内外の整備については順次進めており、平成25年度までに小学校17校、中学校10校を目指している。</u> なお、公共施設の新設に当たっては、その施設の機能を考慮した耐震性の高い施設づくりを推進する。	追加
震災編 第2部 第1章 第5節 41	4 家具等の転倒防止 市では、このような教訓を踏まえて、高齢者や障害者がいる世帯を対象とした家具類の固定を行う補助制度や家具類転倒・落下防止器具の取付け事業の推進を図るとともに、相談窓口において住民の利便性を図るよう努める。	4 家具等の転倒防止 市では、このような教訓を踏まえて、高齢者や障害者がいる世帯を対象とした家具類の固定を行う補助制度や家具類転倒・落下防止器具の取付け事業の推進を図るとともに、相談窓口において住民の利便性を図るよう努める。 <u>市施設においても、オフィス家具類の転倒・落下防止対策の推進を図る。</u>	追加

頁	旧	新	内容
震災編 第2部 第3章 第1節 46	第5項 住民指導の強化 各家庭における出火防止措置を徹底するため、市民一人ひとりの出火防止に関する知識及び地震に対する備えなどの防災教育を推進する。	第5項 住民指導の強化 各家庭における出火防止措置を徹底するため、市民一人ひとりの出火防止に関する知識及び地震に対する備えなどの防災教育を推進するとともに、住宅用火災警報器をはじめ住宅用防災機器等の普及促進を図る。	修正
	2 出火防止に関する教育・訓練の主な指導事項] (1) 地震時は、まず身の安全を図り、揺れがおさまるまで様子を見る (2) 地震直後の方針「落ち着いて火の元確認、初期消火」 ア 火を使っている時は、揺れがおさまってから、あわてずに火の始末 イ 出火した時は落ち着いて消火する (3) 避難等により自宅を離れる場合、電気ブレーカ及びガス元栓の遮断確認など出火防止の徹底 (4) ライフラインの機能停止等に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止措置の徹底 (5) ライフラインの復旧時における電気・ガス器具等からの出火防止措置の徹底	2 出火防止に関する教育・訓練の主な指導事項 (1) 起震車を活用した、「出火防止体験訓練」の推進 (2) 地震時は、まず身の安全を図り、揺れがおさまるまで様子を見る。 (3) 地震直後の行動 「落ち着いて、火の元確認 初期消火」 ア 火を使っている時は、揺れがおさまってから、あわてずに火の始末をする。 イ 出火した時は、落ち着いて消火する。 (4) 避難等により自宅を離れる場合、電気ブレーカー及びガス元栓の遮断確認など出火防止の徹底 (5) ライフラインの機能停止等に伴う、火気使用形態の変化に対応した出火防止の徹底 (6) ライフラインの復旧時における電気・ガス器具等からの出火防止の徹底	追加
震災編 第2部 第3章 第2節 47	第3項 市民、事業所の自主防災体制の強化 1 市民の防災行動力の向上 市民の防災意識及び防災行動力を調査し、初期消火等の防災行動力の実態を把握して、その結果を訓練等に反映させ、市民1世帯最低1名が自信をもって災害に対応できるよう、初歩から実践へと段階的に体験できるような訓練を推進する。 また、地域協力体制づくりを進め、災害時要援護者を含めた地域ぐるみの防災行動力を高める。	第4項 市民、事業所の自主防災体制の強化 1 市民の防災行動力の向上 市民1世帯最低1名が自信をもって災害に対応できるよう、初期消火等の基礎訓練及び都民防災教育センター（立川防災館）等での体験コーナーを活用した訓練体験を図るとともに、自主防災組織等には高度で実践的な訓練を推進する。 また、地域協力体制づくりを進め、災害時要援護者への支援を含めた地域ぐるみの防災行動力を高める。	修正
	2 事業所の自主防災体制の強化 すべての事業所に防災計画を作成させるとともに、各種訓練や指導等を通じて防災行動力の向上を促進し、自主防災体制を強化する。 また、事業所相互間の協力体制及び自主防災組織等との連携を深めるとともに、保有する資器材を活用し、地域との共同体制づくりを推進する。	2 事業所の自主防災体制の強化 すべての事業所に防災計画を作成させるとともに、各種訓練や指導等を通じた自衛消防隊の活動能力の向上を促進し、自主防災体制を強化する。 また、事業所相互間の協力体制及び自主防災組織等との連携を深めるとともに、保有する資器材を活用し、地域との協力体制づくりを推進する。	修正
震災編 第2部 第3章 第3節 48	第3節 火災の拡大防止（府中消防署・府中市消防団） 第1項 消防活動体制の整備強化 府中消防署では、1消防署、4消防出張所に消防職員259名（平成19年10月1日現在）を擁し、ポンプ車、化学車、はしご車、救急車等26台（非常用を含む）を配置して災害に備えている。その他に、府中市消防団は、18分団420名の団員と18台のポンプ車、2台の照明電源車、29台の可搬ポンプを備えている。 また、平常の消防力を、地震時においても最大限有効に活用するため、地震被害の態様に対応した各種計画を樹立し、有事即応体制の確立を進める。	第3節 火災の拡大防止（府中消防署・府中市消防団） 第1項 消防活動体制の整備強化 府中消防署では、1消防署、4消防出張所に消防職員259名（平成19年10月1日現在）を擁し、ポンプ車、化学車、はしご車、救急車等26台（非常用を含む）を配置して災害に備えている。また、地震等により多発する救助活動や消火活動に迅速に対応するため、救助用資機（器）材を配置し、ポンプ隊を「救助隊」として運用する。 なお、平常の消防力を、地震時においても最大限有効に活用するため、地震被害の態様に対応した各種計画を樹立し、有事即応体制の確立を進めるとともに、第5次府中市総合計画後期基本計画に示すとおり、今後、中央防災センター（仮称）を整備することにより、市、府中消防署、市消防団の連携をさらに強化し、消防力のさらなる充実を図る。	追加

頁	旧	新	内容
震災編 第2部 第3章 第3節 48	<p>第2項 消防団体制の強化</p> <p>消防団（平成19年4月末現在、18分団、定員420名）は、震災時、消防署隊と連携し、初期消火及び消防活動に従事するとともに応急救護等の住民指導を行い、また平常時は、地域住民に対して、初期消火や応急救護等の技術的な訓練指導を行うなど、地域防災の中核として重要な役割を担っている。</p> <p>このため、消防団活動の拠点である各分団の防災センターを整備充実し、地域における防災活動の推進と震災時における消防団情報活動態勢を強化する。</p> <p>また、消防団活動を強化・充実するためのポンプ車、照明電源車、過般式ポンプ、照明器具（発動発電機、投光器等）、応急救護資器材（救助資機材、担架・救急カバン等）を整備・増強している。</p>	<p>第2項 消防団体制の強化</p> <p>市消防団は、18分団、団員420名と、ポンプ車18台、照明電源車2台、可搬ポンプ29台を備え、震災時、消防署隊と連携し、初期消火及び消防活動に従事するとともに応急救護等の住民指導を行っている。</p> <p>このため、市消防団活動の拠点である各分団の防災センターを整備充実し、地域における防災活動の推進と震災時における市消防団活動体制の充実強化を図る。</p> <p>また、消防団活動を強化・充実するため消防団員が生業において使用する資格を、震災等の大規模災害時に有効に活用できる体制の整備及び可搬ポンプ積載車、照明器具（発動発電機、投光器等）、救助資機材、応急救護資器材（担架・救急カバン等）、携帯用通信機器等の整備・増強に努める。</p>	修正
震災編 第2部 第3章 第3節 49	<p>第4項 消防活動路等の確保</p> <p>2 消防活動に必要な幹線道路の拡幅、U字溝等の暗きょ化、架空電線の埋設化、コーナー部分のすみ切り整備等を関係機関とともに検討し、消防活動路等の確保に努める。</p>	<p>第4項 消防活動路等の確保</p> <p>2 消防活動に必要な幹線道路の拡幅、袋小路のない道路ネットワークの整備、狭あいな道路の広幅員化、U字溝等の暗きょ化、架空電線の埋設化、コーナー部分のすみ切り整備等を関係機関と検討するとともに震災消防活動が効果的に行えるよう道路啓開について府中警察署との連携体制を継続する。</p>	修正
	<p>第5項 延焼拡大地域の早期鎮圧体制の確立</p> <p>近隣消防署の応援を含め、できるかぎりの消防力を導入するとともに、道路、鉄道、河川、防災空地、耐火建物、などの活用を図り、延焼拡大地域を早期に包囲遮断する態勢を確立し、延焼地域の拡大防止を図る。</p>	<p>第5項 消火活動が困難な地域への対策</p> <p>道路狭あい及び木造住宅の密集等により消防活動が著しく阻害される区域に消防水利の充実、消防隊用可搬ポンプ等の整備、消防団体制の充実を一層図るとともに延焼火災に関する調査研究結果を活用し、防災都市づくり事象等に対し、意見の反映を推進、消火活動が困難な地域の解消に努める。</p>	修正
	<p>第6項 消防水利の確保</p> <p>市では、国が定める「消防水利の基準」に基づき、府中消防署と協議し消防水利の整備を推進しているが、震災時の同時多発火災（被害想定では15件）に対処するため、既存水利の機能を維持するとともに、建築物の焼失危険度が高い地域や震災対策上重要な地域を中心に防火水槽の建設及び民間の建物の基礎ばりを利用した地中ばり水槽等の設置に努めている。</p>	<p>第6項 地域防災体制の確立</p> <p>震災時に、火災等の災害から住民や地域社会を守るには、地域ぐるみの対応が必要であり、自主防災組織と事業所の自衛消防隊等が相互に協力し、連携できる体制を整備する。また、小規模事業所についても、地域の自主防災組織等の一員として活動するよう指導を図る。</p>	追加
	<p>第7項 消防水利の確保</p> <p>市では、国が定める「消防水利の基準」に基づき、府中消防署と協議し消防水利の整備を推進しているが、震災時の同時多発火災（被害想定では15件）に対処するため、既存水利の機能を維持するとともに、建築物の焼失危険度が高い地域や震災対策上重要な地域を中心に防火水槽の建設及び民間の建物の基礎ばりを利用した地中ばり水槽等の設置に努めている。なお、多目的貯水槽については、第5次府中市総合計画後期基本計画に示すとおり、平成25年度までに、便槽を併設したものを全中学校へ設置することを目指している。</p>	追加	
震災編 第2部 第3章 第4節 51	<p>第4節 危険物・有毒物質等の漏えい防止 （府中消防署・府中警察署・多摩府中保健所）</p> <p>第1項 危険物保安計画</p> <p>3 予防計画</p>	<p>第4節 危険物・有毒物質等の漏えい防止 （府中消防署・府中警察署・多摩府中保健所）</p> <p>第1項 危険物保安計画</p> <p>3 予防計画</p> <p>(4) 「危険物の運搬または、移送中における事故時の措置・連絡用資料（イエローカード）」の車両積載を確認し、活用の推進を図る</p>	追加

頁	旧	新	内容
震災編 第2部 第3章 第6節 54	第4項 府中消防署の態勢 文化財防火デー等を通じ、市教育委員会とともに文化財防火運動を推進するほか、必要に応じ、文化財消防演習を実施し、貴重な文化財の保護に努める。 なお、府中市宮西町3-1大國魂神社の本殿及び鼓楼、府中市南町6-32（郷土の森内）旧府中町役場庁舎等の文化財の周囲に「禁煙、火気厳禁、危険物品持ち込み厳禁」の標識を掲出し、火災予防上禁止されている行為を広く知らしめている。	第4項 府中消防署の態勢 文化財防火デー等を通じ、 <u>市文化スポーツ部</u> とともに文化財防火運動を推進するほか、必要に応じ、文化財消防演習を実施し、貴重な文化財の保護に努める。 なお、府中市宮西町3-1大國魂神社の本殿及び鼓楼、府中市南町6-32（郷土の森内）旧府中町役場庁舎等の文化財の周囲に「禁煙、火気厳禁、危険物品持ち込み厳禁」の標識を <u>標識を関係者に掲出させ、火災予防上禁止されている行為を広く知らしめるとともに、文化財施設の所有者又は管理者に対して、次の項目の点検を指導する。</u> 1 文化財周辺の整備・点検 2 防災体制の整備 3 防災知識の啓発 4 防災訓練の実施 5 防災設備の整備と点検 6 緊急時の体制整備	追加
震災編 第2部 第4章 第1節 55	第4章 防災行動力の向上 第1節 防災意識の高揚（環境安全部・教育委員会・府中消防署） 第2項 現況・事業計画 1 防災広報の充実 (3) <u>出火の防止及び初期消火の心得</u> (8) <u>救出、応急救護の方法</u>	第4章 防災行動力の向上 第1節 防災意識の高揚（環境安全部・教育委員会・府中消防署） 第2項 現況・事業計画 1 防災広報の充実 (3) <u>出火防止、初期消火、救出及び応急救護の知識</u> (4) <u>事業所の地震対策</u> (5) <u>地域の連携協力、災害時要援護者のネットワークづくり</u> (6) <u>室内、戸外、高層ビル、地下街等における防災対策、地震発生時の心得</u> (12) <u>自主防災組織の育成方法や防災行動力の向上策</u>	修正
		2 防災教育の充実 (1) 市民等を対象とした防災教育 カ 都民防災教育センター等を拠点とした地域の防災教育 キ <u>応急救護知識技術の普及</u> ク <u>事業所における応急手当指導者の養成及び自主救護能力の向上</u> (2) 児童・生徒を対象とした防災教育 ク 都民防災教育センター（立川防災館）等を拠点とした地域の防災教育	追加
震災編 第2部 第4章 第2節 56	第2節 防災訓練の充実（各機関） 第1項 計画目標 震災時に十分な防災活動を期するためには、平常時における防災訓練が極めて重要である。	第2節 防災訓練の充実（各機関） 第1項 計画目標 震災時に十分な防災活動を期するためには、平常時における防災訓練が極めて重要である。 <u>そのため、第5次府中市総合計画後期基本計画に示すとおり、総合防災訓練や地域防災訓練の実施回数や参加者数の増加及び企業・事業所への参加の要請を図るほか、自主防災組織と学校の連携による防災訓練の実施に努める。</u>	追加
震災編 第2部 第4章 第3節 63		第3節 自主防災組織等の強化 第2項 現況・事業計画 2 事業所防災体制の充実 (3) <u>事業所自衛消防隊の防災体制の強化</u> ホテル、旅館、百貨店など多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所では、東京都火災予防条例により自衛消防技術認定証を有する者（自衛消防活動中核要員）の配置が義務付けられている。このことから、自衛消防活動中核要員を中心とした、自衛消防訓練の指導を推進する。また、装備としてヘルメット、照明器具等のほか、携帯無線機や震災時等にも有効なバールその他の救出器具応急手当用具の配置を推進する。	追加

頁	旧	新	内容						
震災編 第2部 第5章 65	第4節 防災ボランティアの活用（環境安全部） 第1項 計画目標 地震等災害発生時の被害の拡大防止のため、市及び防災関係機関の活動に合わせ、市民による自主的、かつ、きめ細かな対応が必要となっている。そのため、防災ボランティアによる防災活動が円滑に行えるよう条件整備に努める。	第5章 ボランティアとの連携 地震等災害発生時の被害の拡大防止のため、市及び防災関係機関の活動に合わせ、市民による自主的、かつ、きめ細かな対応が必要となっている。そのため、平常時からの取組みとして、NPO・ボランティア団体の活動の周知や活動あつ旋など、団体が自立していくための支援を行い、市民が市民活動に参加しやすくなるよう、情報提供を含めたコーディネート機能の充実を図る。 また、ボランティアによる防災活動が円滑に行えるよう条件整備に努め、市、都及び社会福祉協議会、その他関係団体は、平常時より広くネットワークを築き、効果的な連携のための体制づくりを進める。 さらに、社会福祉協議会、都、府中消防署等は、登録ボランティア制をとることにより、訓練や研修等を通して、その育成を推進する。	修正 風水害編も同様						
震災編 第2部 第5章 第1節 65	4 防災ボランティアの受入れ、派遣体制の整備 防災ボランティアの受入れは、原則としてボランティアセンターが行う。また、市からの防災ボランティアの派遣要請に対応する。防災ボランティアの受入れや派遣体制は、あらかじめ市環境安全部と協議し整備を行い、災害発生時に備える。また、他県、他区市町村等から参集したボランティア等に対しては、必要に応じて、都や被災地外の区市町村、及び関係機関等と連携し、宿泊所や被災地までの移動手段等の情報提供に努める。	第1節 一般のボランティア（環境安全部・社会福祉協議会） 第1項 ボランティアに対する支援体制の整備 災害時には、市内外より多くのボランティアが応援に駆けつけると予想される。市と社会福祉協議会との協定により、防災ボランティアの受け入れは、原則として社会福祉協議会が行い、市からのボランティアの派遣要請に対応する。ボランティアの受け入れや派遣体制は、あらかじめ市環境安全部と協議し整備を行い、災害発生時に備える。また、他県、他区市町村等から参集したボランティア等に対しては、必要に応じて、都や被災地外の区市町村、及び関係機関等と連携し、宿泊所や被災地までの移動手段等の情報提供に努める。	移動 風水害編も同様						
震災編 第2部 第5章 第2節 65		第2節 登録ボランティア等（各機関） 第1項 東京都防災ボランティア 都は、「東京都防災ボランティアに関する要綱」を策定し、事前に講習や訓練を実施する登録制度を採用している。 市は、災害時にこれらの資格や経験を有する都の登録ボランティアの派遣を要請し、効果的な活動ができるようにする。	追加 風水害編も同様						
		(1) 応急危険度判定員 <table border="1"> <thead> <tr> <th>所 管</th> <th>資 格</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都都市整備局</td> <td>建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する1級建築士、2級建築士、木造建築士または知事が特に必要と認めた者であって都内在住又は在勤者</td> <td>余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用可否を判定する。</td> </tr> </tbody> </table>	所 管	資 格	備 考	都都市整備局	建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する1級建築士、2級建築士、木造建築士または知事が特に必要と認めた者であって都内在住又は在勤者	余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用可否を判定する。	追加 風水害編も同様
所 管	資 格	備 考							
都都市整備局	建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する1級建築士、2級建築士、木造建築士または知事が特に必要と認めた者であって都内在住又は在勤者	余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用可否を判定する。							
		(2) 語学ボランティア <table border="1"> <thead> <tr> <th>所 管</th> <th>資 格</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都生活文化スポーツ局</td> <td>一定以上の語学能力を有する者（満18歳以上、70歳未満の都内在住、在勤、在学者）</td> <td>大規模な災害発生時において、語学力を活用し、被災外国人等を支援する。</td> </tr> </tbody> </table>	所 管	資 格	備 考	都生活文化スポーツ局	一定以上の語学能力を有する者（満18歳以上、70歳未満の都内在住、在勤、在学者）	大規模な災害発生時において、語学力を活用し、被災外国人等を支援する。	追加 風水害編も同様
所 管	資 格	備 考							
都生活文化スポーツ局	一定以上の語学能力を有する者（満18歳以上、70歳未満の都内在住、在勤、在学者）	大規模な災害発生時において、語学力を活用し、被災外国人等を支援する。							

頁	旧	新	内容
震災編 第2部 第5章 第2節 66	4 東京消防庁災害時支援ボランティア（府中消防ボランティア） 1995年1月の阪神・淡路大震災においては、多数のボランティアによる被災者支援のための活動が行われた。このような訓練を踏まえ、震災対策の一環としてボランティアとの連携を図り、その行動力を消防業務の支援として活用するため、災害時支援ボランティアの受け入れ態勢を確立するとともに、予め専門的な知識・技術を習得したボランティアの育成を推進する。 (1) 東京消防庁災害時支援ボランティアの育成 ア 市内に居住または勤務し、応急救護等の知識を有する市民をボランティアとして登録する。登録者を「府中消防ボランティア」という。 イ 医師、看護師等の医療関係者、消防業務経験者や各種技術者等の専門的知識を有するボランティアの積極的な登録を図る。 ウ 消防業務の理解と活動に必要な知識や技術等を習得できるよう、講習や訓練を消防署で実施する。 エ 消防用設備等の機能確認や早期復旧または危険物施設の安全確認にあたり、消防設備士及び危険物取扱者等をボランティアとして活用するための体制づくりを推進する。 (2) 府中消防ボランティアの活動対象 府中消防ボランティアは、東京消防庁管内に震度6弱以上の地震が発生した場合、自主的に府中消防署に参集し、消防隊に協力し、次の活動を行う。 ア 応急救護活動 イ 消火及び救出・救助活動の支援 ウ 火災調査の支援 エ 危険物施設等の安全確保等の支援	第2項 東京消防庁災害時支援ボランティア（府中消防ボランティア） 府中消防署（東京消防庁）では、震災時に消防活動を支援する専門ボランティアとして「災害時支援ボランティア」の募集及び育成を平成7年から開始し、平成17年にはその活動範囲を震災以外の大規模自然災害等まで拡大、災害対応の強化を図っている。なお、府中消防署管内の登録者を「府中消防ボランティア」という。 また、災害時に減災に向けた効果的な活動を行うため、ボランティア活動を統率するリーダー及びコーディネーターの育成を継続的に実施するとともに、元東京消防庁職員の登録者を積極的に活用し、府中消防ボランティアの一層の充実強化を図る。 また、府中消防ボランティア用救助資機（器）材を整備し、震災時の消防隊と連携した活動能力の向上を図る。 (1) 登録資格者 原則、府中消防署管轄区域内に居住する者、または、府中消防署管轄区域内に勤務もしくは通学する15歳（中学生を除く）以上の者で、次のいずれかの要件を満たす者 ア 応急救護（救命講習修了者、日赤救急員）に関する知識を有する者 イ 過去に消防職員、消防団員、消防少年団員として1年以上経験を有する者 ウ 震災時等、復旧活動時の支援に必要な資格・技術を有する者。（消防設備士、危険物取扱者等） (2) 府中消防ボランティアの業務内容 府中消防ボランティアは、東京消防庁管内に震度6弱以上の地震や大規模な自然災害が発生した場合、府中消防署へ自主的に参集し、消防活動の支援を行う。	移動・修正 風水害編も同様
震災編 第2部 第5章 第2節 67		第3項 赤十字奉仕団 赤十字奉仕団は、災害時において市と連携し、避難所及び赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）等において、次のような被災者等への支援活動を行う。 (1) 被災者に対する炊出し、救助物資の配分等に対する協力 (2) 救護に対する協力 (3) 帰宅困難者支援のためのエイドステーション設置・運営 ア 内容 炊出し食・飲料水の配布、応急手当、交通情報・地理情報・通過情報の提供などを必要に応じ組み合わせて行う。 イ 開設時期・時間 災害発生直後から36時間以内	追加 風水害編も同様
		第4項 社会福祉協議会ボランティアセンターの登録ボランティア 社会福祉協議会は、災害時において即時に対応ができるよう、府中ボランティアセンターの登録者で、あらかじめ協力可能なボランティアの氏名・連絡先・活動の種類等を把握し、災害発生時における行動方法、防災活動を実施する上での知識や技術の修得のため、事前の講習や訓練を実施する。 また、防災ボランティア制度に関する普及、啓発を行い市民の積極的な参加を呼びかける。	移動 風水害編も同様
震災編 第2部 第7章 第1節 70	第7章 調査研究 第1節 被害想定・地域危険度に関する調査研究 第1項 被害想定	第7章 調査研究 第1節 被害想定・地域危険度に関する調査研究 第1項 被害想定 都防災会議は、中央防災会議が「南関東地域直下の地震対策に関する要綱」を決定したのを受け、直下地震の想定として、平成9年に「東京における直下地震の被害想定に関する調査報告書」を公表した。さらに、平成18年5月には、地震に関する最新の知見を「首都直下地震における東京の被害想定報告書」を公表した。	追加

頁	旧	新	内容
震災編 第2部 第7章 第1節 70	第2項 総合出火危険度 阪神・淡路大震災をはじめ、過去の地震被害の事例から出火要因（火気器具、電気関係、化学薬品、工業炉、危険物施設、LPGボンベ等）を抽出し、それぞれの出火機構のデータを分析して算定した。算定結果については資料編〇ページの資料〇を参照。	第2項 地域危険度調査 都は、東京都震災対策条例第12条第1項に基づき、地域危険度測定調査を実施している。都内の市街化地域を対象にして、地震に対する危険性の度合い（被害の受けやすさ）を町丁目ごとに5段階のランクで相対評価したものである。 (1) 地震災害に強い防災都市づくりの指標にする。 (2) 地震対策事業を実施する地域を選択する際の参考とする。 (3) 地震災害に対する都民の認識を深め、防災意識の高揚に努める。 直近では平成14年に第5回の調査報告がされている。（市の結果については資料編〇ページ資料〇を参照）	修正
震災編 第3部 第1章 第1節 76	第3部 災害応急対策計画 第1章 応急活動態勢 第2節 本部の設置及び運営（各部）	第3部 災害応急対策計画 第1章 応急活動態勢 第1節 市災害対策本部の設置及び運営（各部） 第2項 市本部の組織 1 市本部は、本部長室及び部をもって構成する。 2 本部長室は、本部長、副本部長（副市長・教育長）及び本部員（部長）をもって構成する。 3 本部長は、災害応急対策のため必要があると認めるときは、現地災害対策本部を置く。	追加 風水害編も同様
		第3項 市本部長等の責務 1 本部長は、市本部の事務を統括し、市本部の職員を指揮監督する。 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。 3 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。 4 本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。	追加 風水害編も同様
		第4項 本部長室の所掌事務 本部長室は、次の各号に掲げる事項について、市本部の基本方針を審議決定する。 1 市本部の非常配備態勢及び廃止に関すること。 2 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。 3 避難の勧告又は指示に関すること。 4 都、関係防災機関等に対する応援の要請に関すること。 5 災害救助法の適用要請及び自衛隊の派遣要請に関すること。 6 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。 7 全各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。	追加 風水害編も同様
		第5項 本部連絡員・本部派遣員 1 本部連絡員は、本部長室と部相互間の連絡調整を推進するため、部長が部所属の課長級の職にあるもの者のうちから指名する。 2 環境安全部長は、本部長室又は指定した場所に、本部連絡員を召集することができる。 3 環境安全部長は、特に必要があると認めるときは、府中消防署、府中警察署、市消防団、指定地方行政機関等から、本部派遣員の派遣を求めることができる。	追加 風水害編も同様

頁	旧	新	内容
震災編 第3部 第1章 第2節 77	第2節 本部の設置及び運営（各部） 第2項 本部の非常配備態勢 1 非常配備態勢の種別 (1) 第一非常配備態勢 ア 時期 <u>第一非常配備態勢は、おおむね24時間後に災害が発生するおそれがある場合において、またその他の状況により本部長が必要であると認めたときに、その指令を発する。</u> イ 態勢 <u>第一非常配備態勢は、災害の発生を防ぎよするための措置を強化し、救助その他災害の拡大を防止するための措置に必要な準備を開始するほか、通信、情報活動を主とする態勢とする。</u> (2) 第二非常配備態勢 ア 時期 <u>第二非常配備態勢は、おおむね12時間後に災害が発生するおそれがある場合、若しくは局地災害が発生した場合において、また、その他の状況により本部長が必要であると認めたときにその指令を発する。</u> イ 態勢 <u>第二非常配備態勢は、第一非常配備態勢を強化するとともに、局地災害に直ちに対処できる態勢とする。</u> (3) 第三非常配備態勢 ア 時期 第三非常配備態勢は、事態が切迫し市の地域について災害が発生すると予想される場合、若しくは市の地域について災害が発生した場合において、また、その他の状況により本部長が必要であると認めたときにその指令を発する。 イ 態勢 第三非常配備態勢は、市の地域についての災害に直ちに対処できる態勢とする。 (4) 第四非常配備態勢 ア 時期 第四非常配備態勢は、災害が拡大し第三非常配備態勢では対処できない場合においてまたその他の状況により、本部長が必要であると認めたときにその指令を発する。 イ 態勢 第四非常配備態勢は、本部の全力をもって対処する態勢とする。 本部運営要綱第4章第1の2に基づく非常配備態勢別の職員の動員表及同第5章第1の2に基づく本部連絡員の名簿は別に定める。	第2節 市職員の初動態勢（各部） 第1項 市本部の非常配備態勢 1 非常配備態勢の種別 <u>市の地域において災害が発生した場合、市本部長は、非常配備態勢の指令を発する。非常配備態勢は、市本部運営要綱に基づき第三及び第四非常配備態勢である。</u> (1) 第三非常配備態勢 ア 時期 第三非常配備態勢は、市の地域について災害が発生した場合において、また、その他の状況により本部長が必要であると認めたときにその指令を発する。 イ 態勢 第三非常配備態勢は、市の地域についての災害に直ちに対処できる態勢とする。 (2) 第四非常配備態勢 ア 時期 第四非常配備態勢は、災害が拡大し第三非常配備態勢では対処できない場合においてまたその他の状況により、本部長が必要であると認めたときにその指令を発する。 イ 態勢 第四非常配備態勢は、本部の全力をもって対処する態勢とする。	修正
震災編 第3部 第2章 第1節 81	第2章 情報の収集と伝達 第1節 情報連絡体制（環境安全部） 第2項 主な通信施設等の整備	第2章 情報の収集と伝達 第1節 情報連絡体制（環境安全部） 第2項 主な通信施設等の整備 1 防災行政無線 <u>なお、第5次府中市総合計画後期基本計画に示すとおり、現在、防災行政無線の改修を進めているところであり、平成25年度までに全機の改修を目指している。</u>	追加

頁	旧	新	内容
震災編 第3部 第7章 第2節 116		3 市環境安全部 事故発生との連絡を受けた場合、直ちに現場へ向かい、被害拡大を防止するための応急措置を指示するとともに処理場を管理する都下水道局に連絡する。	追加
		第5項 危険物輸送車両の応急措置 府中消防署の対策 1 高圧ガス輸送車両等の応急対策は、前節の震災消防活動により対処する。 2 核燃料物資輸送車両の応急対策は、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を行う。	追加
震災編 第3部 第8章 第1節 117		第3項 市民への情報提供 福祉保健部は、市民に対する相談窓口の設置に努める。都福祉保健局は、収集した被害状況及び活動状況等を区市町村等の関係機関に伝達するとともに、各種広報媒体や報道機関等を通じて都民に広報する。 また、東京都保健医療情報センター（ひまわり）（以下「都保健医療情報センター」という。）の体制・機能を活用し、医療機関の被災状況を踏まえた医療機関案内等の問い合わせに、電話等により対応する。	追加
震災編 第3部 第8章 第2節 119		2 応急対策 (1) 災害発生時には、市はあらかじめ各避難所や防災センター等に備蓄している医薬品及び医療資器材を優先的に使用する。 (2) 不足が生じた場合は、薬剤師会又は都福祉保健局に対し調達を要請する。そのために市では、薬剤師会との間に「災害時における応急医薬品等の調達に関する協定」を締結した。	追加
震災編 第3部 第8章 第2節 120	第5項 府中市医師会の医療救護活動 2 救護班の編成 また、応援医療班の派遣要請は、救護本部長が東京都医師会（以下「都医師会」という。）及び近隣地区医師会に行う。	第5項 府中市医師会の医療救護活動 2 救護班の編成 また、応援医療班の派遣要請は、救護本部長が近隣地区医師会に行う。	修正
震災編 第3部 第8章 第2節 121		第6項 府中市歯科医師会の医療救護活動 歯科医師会は、市から派遣要請があった場合は、これに対応するため速やかに、救護班を編成し、医療救護所への派遣を行う。 1 救護班の活動内容 (1) 歯科医療を要する負傷者等に対する応急処置 (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定 (3) 避難所における転送の困難な患者、軽易な患者等に対する歯科治療 2 連絡及び報告 (1) 救護活動実施中、救護班の責任者は、必要に応じ随時業務の状況を救護本部に報告する。 (2) 救護班が業務終了したときは、救護班の責任者は、救護本部に業務に関する報告（判の編成、出務時間、負傷者等の記録、衛生材料の使用状況、事故の有無、その他必要事項）をする。 (3) 災害発生時、歯科医師会事務局は、可能な方法を用いて会員への連絡を迅速に行う。	追加 風水害編も同様
震災編 第3部 第8章 第2節 122		第7項 府中市接骨師会の医療救護活動 接骨師会は、市から派遣要請があった場合は、これに対応するため速やかに、会員の医療救護所への派遣を行う。 1 活動内容 (1) 負傷者等に対する応急手当及び応急手当に関する労務・衛生材料等の提供。 (2) 応急手当に係る必要な指示は、医療救護班の医師が行うものとする。	追加 風水害編も同様

頁	旧	新	内容
震災編 第3部 第8章 第4節 123	第4節 後方医療体制（福祉保健部） 第1項 後方医療機関の機能 1 患者の収容力の臨時拡大 2 ライフラインの機能停止の応急的な診療機能の確保 第2項 傷病者の搬送体制	第4節 後方医療体制（福祉保健部） 第1項 負傷者等の搬送体制	修正
震災編 第3部 第8章 第5節 124		第5節 保健衛生及び動物管理 （福祉保健部・市民生活部・環境安全部・多摩府中保健所） 第1項 保健活動 1 保健活動班の編成 福祉保健部は、巡回健康相談等を行うため、保健師・栄養士、歯科衛生士その他必要な職種からなる保健活動班を編成して避難所等に派遣する。 2 保健活動班の活動内容 (1) 防疫班等と連携し、避難住民等の健康管理に関する活動を行う。 (2) 避難所における健康相談、地域における巡回健康相談、その他必要な保健活動を行う。 (3) 都と協力し、被災住民の心的外傷後ストレス(PTSD)にも視野に据えたメンタルヘルスケア 体制整備を図り、被災の状況に即して活動する。 イ 被災住民に対する心の健康に関する相談を行う。 ウ 必要に応じて電話相談窓口等を設置する。 3 他縣市からの応援職員の要請 福祉保健部は、必要があるときは都に他縣市からの保健衛生班の派遣を要請する。また、派遣職員の受入れ・搬送体制の確立、並びに活動拠点の確保を図る。	追加 風水害編も同様
		第2項 透析患者等への対応 1 透析患者への対応 都は、透析医療機関の被災状況、透析医療可否についての情報の収集を一元化し、透析医療機関及び透析患者からの問い合わせに対し、情報を提供する。 市及び医師会は、透析医療機関の被災状況等の情報提供について、都に協力する。 2 在宅難病患者への対応 都は、平常時から保健所を通じて在宅難病患者の把握を行う。 都は、市、医療機関及び近縣市等と連携し、在宅難病患者の搬送及び救護体制整備に努める。	追加 風水害編も同様
		第3項 避難所の衛生管理 1 避難所の衛生管理指導に関する業務 (1) 市民生活部の役割 ア 住民の避難所への適正誘導及び収容並びに過密状況を把握する。 イ 土足禁止区域・喫煙（分煙）区域を設定する。 ウ 避難住民の生活環境上必要な物品を確保する。 エ 避難住民間のプライバシーを確保する。 オ ごみの適切な排出方法、トイレの使用方法など、避難住民への衛生管理上の留意事項を周知する。 (2) 都の役割 ア 水の安全パトロール班などから避難所の過密状況や衛生状態に関する情報を収集し、市に提供する。 イ 避難所内外におけるごみ保管場所等の適正管理、飲料水の衛生及び衛生的な室内環境の保持に関する助言・指導を市に対して行う。 2 公衆浴場の確保 市民生活部は、公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握する。 また、避難住民に対してその情報を提供するとともに浴場等の確保に努め、避難所の衛生管理を支援する。	追加

頁	旧	新	内容
震災編 第3部 第8章 第5節 125	第4項 動物管理 (1) 避難所における飼育動物 避難所において、適正飼育に関する情報提供や指導を行い、動物愛護及び環境衛生の維持に努める。動物の飼い主が自主的にまたは共同で行う動物救護活動を支援する。 (2) 被災地域における動物の保護 負傷飼育動物や飼い主不明動物の保護は、広域的対応等が必要となるため、都や関係団体と連携をとりながら対策を講じる。適切な応急救護活動を行うため、動物救護活動に関する協定の締結を検討する。	第4項 動物管理 (1) 避難所における飼育動物 避難所において、動物飼養状況を把握するとともに、適正飼育に関する情報提供や指導を行い、動物愛護及び環境衛生の維持に努める。 <u>また、都と協力して避難所から保護施設への動物受け入れ、譲渡の調整等を行う。</u> 動物の飼い主が自主的にまたは共同で行う動物救護活動を支援する。 (2) 被災地域における動物の保護 負傷飼育動物や飼い主不明動物の保護は、広域的対応等が必要となるため、都や関係団体と連携をとりながら対策を講じる。適切な応急救護活動を行うため、 <u>資材の提供、獣医師の派遣等について都獣医師会等と動物救護活動に関する協定の締結を検討する。</u>	修正 風水害編も同様
震災編 第3部 第8章 第6節 127	第2項 防疫活動組織の任務 3 消毒方法 災害時の井戸等は、直ちに使用を禁止するとともに <u>保健所と協力して、次亜塩素酸ナトリウム液による消毒を行う。</u>	第2項 防疫活動班の任務 3 消毒方法 災害時（風水害発生時）の井戸等は、直ちに使用を禁止するとともに、 <u>保健所の指導を受け、次亜塩素酸ナトリウム液による消毒を行う。</u>	修正 風水害編も同様
震災編 第3部 第8章 第6節 128	第2項 防疫活動組織の任務 初期防疫活動は、市保有及び保健所等の現有防疫用資材を使用するものとし、当該資材が不足したときは、福祉保健部が調達収用して補給する。	第4項 防疫用資器材の備蓄・調達 <u>市は、災害時に、迅速に防疫及び保健衛生活動が実施できるよう、防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画の策定に努める。</u> <u>また、初期防疫活動は、市保有及び保健所等の現有防疫用資材を使用するものとする。当該資材が不足したときは、福祉保健部が調達収用して補給する。</u>	追加 風水害編も同様
震災編 第3部 第9章 第1節 129	第9章 避難計画 第5項 一時集合場所 <u>災害における避難方式は自治会等を核に一定の地域や事業所単位に集団を形成し、指定の避難場所に避難する集団避難方式が有効であるが、避難場所の中には、市民の通常の生活圏外にあるものもあるので、避難の必要が生じた場合、混乱が発生するおそれがある。</u> <u>一時集合場所は、このため避難場所に至る前の中継地点に避難者が一時的に集合する場所として、また避難誘導を効率的に実施できるよう市が事前に選定するものであり、避難者はここで集団を形成したのち、万一危険が迫った場合には、警察官、消防団等の誘導により避難を行う。</u> <u>一時集合場所と避難場所の中間に位置する自治会等は各自治会の判断で避難する場所を決定する。必ずしも一時集合場所に集まらなくてはならないというものではない。</u>	第9章 避難計画 <u>大地震時には、地すべり、延焼火災などが発生するおそれがあり、住民の避難を要する場合が数多く考えられる。そうした状況において、被災者の生命、身体等の安全を確保するため、平常時から避難に必要な態勢の整備を図る。</u> 第1節 避難場所・避難所等の整備 (市民生活部・環境安全部・都市整備部・府中消防署) 第1項 一時（いっとき）集合場所 <u>一時集合場所とは、避難場所へ避難する前に、近隣の避難者が一時的に集合して様子を見る場合又は避難者が避難のために一時的に集団を形成する場所で、集合した人々の安全が確保されるスペースを有する小・中学校のグラウンドをいう。また、近隣の公園・空地を活用することもできる。なお、本計画の想定地震である多摩直下地震（M7.3）が発生した際の避難者を収容するために必要となる一時集合場所の総面積は、約244,500㎡である。（市の充足率100%）</u>	修正
	第1項 避難場所の指定 <u>市の避難場所は、大震災時の市街地大火から市民の生命を守るため、あらかじめ安全な場所を確保し、市民への周知を図る。</u> <u>指定避難場所への避難には、任意の経路を利用することを原則とする。</u> なお、本計画の想定地震である多摩直下地震（M7.3）が発生した際の避難者を収容するために必要となる広域避難場所の総面積は、約38,600㎡である。	第2項 避難場所 <u>避難場所とは、大地震時に発生する延焼火災やその他の危険から避難者の生命を確保するために必要な面積を有する大規模公園、緑地、大規模事業所の敷地内の空きスペース等のオープンスペースをいう。</u> <u>市は、あらかじめ安全な場所を、広域避難場所として確保、指定し、市民への周知を図る。</u> なお、本計画の想定地震である多摩直下地震（M7.3）が発生した際の避難者を収容するために必要となる広域避難場所の総面積は、約38,600㎡である。	修正

頁	旧	新	内容
震災編 第3部 第9章 第1節 130		<p>第3項 避難所 地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者又は現に被害を受ける恐れのある者を一時的に受け入れ、保護するために開設する学校、文化センター等の建物をいう。</p> <p>1 避難所の種類 避難所は、小・中学校及び総合体育館を一次避難所とし、文化センター、市民会館等他の施設については災害時要援護者用等の二次避難所とする。（資料編〇ページ資料〇参照）</p> <p>なお、本計画の想定地震である多摩直下地震（M7.3）が発生した際の避難者を収容するために必要となる避難所の総面積は、一次避難所が約27,600㎡、二次避難所が約10,200㎡である。</p> <p>(1) 一次避難所 市民が災害時に居住する場所を失うなどした場合に一時的に生活を送る場所で、備蓄品及び支援物資の配給場所としても活用する。</p> <p>(2) 二次避難所 一次避難所での生活が著しく困難と判断される災害時要援護者等の避難所として指定する。また、二次避難所が不足する場合は、他の市の施設を充てることとする。</p>	追加
震災編 第3部 第9章 第1節 132		<p>第4項 避難場所・避難所の安全化</p> <p>1 道路・橋梁の整備 市民が安全に避難できるよう小・中学校への道路を拡幅するほか、避難のため必要な道路上の橋梁の強化や補修を実施する。</p> <p>2 消防水利の整備 避難場所・避難所については、避難者を火災から守るため防火水槽等消防水利の整備を推進する。</p>	追加
	<p>第3項 広域避難場所の周知徹底 広域避難場所は、地震避難マップや防災ハンドブック等で周知しているが、各広域避難場所の位置、入口、利用方法等を、今後更に市民への周知を図る。</p>	<p>第5項 避難場所・避難所の安全化の周知徹底 一時集合場所、広域避難場所及び避難所の位置、利用方法等は、地震避難マップや防災ハンドブック等で周知するとともに、案内看板の整備など、今後更に市民への周知を図る。</p>	追加
震災編 第3部 第9章 第2節 132		<p>第2節 避難態勢（市民生活部・環境安全部・都市整備部・府中消防署）</p> <p>第1項 基本的な避難方式</p> <p>1 一時集合場所に集合した後広域避難場所へ避難（2段階避難） 災害における避難方式は自治会等を核に一定の地域や事業所単位に集団を形成し、指定の避難場所に避難する集団避難方式を原則とする。 避難者は、一時集合場所（小・中学校の校庭）や公園で集団を形成したのち、万一危機が迫った場合には、警察官、消防団等の誘導により避難を行う。 一時集合場所と広域避難場所の中間に位置する自治会等は各自治会の判断で避難する場所を決定する。必ずしも一時集合場所に集まらなくてはならないというものではない。</p> <p>2 避難場所から避難所へ避難 一時集合場所や広域避難場所に避難した後、自宅等住居での安全が確保できない場合、一次避難所（小・中学校等）へ避難する。</p>	追加
震災編 第3部 第9章 第2節 133		<p>第5項 避難誘導</p> <p>2 誘導の方法</p> <p>(2) 府中消防署の体制</p> <p>ア 災害の規模、道路橋梁の状況、火災拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘察し、最も安全と思われる方向等を市本部並びに府中警察署等に連絡する。</p> <p>イ 避難の勧告、指示が出された時点以降の消火活動は、避難場所・避難道路の安全確保に努める。</p>	追加

頁	旧	新	内容
震災編 第3部 第12章 第1節 153	第2項 ごみ処理体制の充実 5 市に不燃ごみ中間処理の施設はあるが、可燃ごみ処理施設は市単独の施設がないため、多摩川衛生組合及び他市町村との広域的支援体制に基づく事前協議等を行い、可燃ごみ処理の施設を確保する	第2項 ごみ処理体制の充実 5 市では、不燃・粗大ごみは単独処理施設で処理し、可燃ごみは多摩川衛生組合で共同処理している。 災害時には、処理施設の被害状況を迅速に把握し、必要に応じて、都区市町村及び近県との協力による広域的な処理体制を構築しておく。	修正 風水害編も同様
震災編 第3部 第12章 第1節 154		第3項 がれき処理 2 処理施設、家屋の被害状況及びがれき発生量を都に報告する。また、発災後3日目以降、がれき発生量の予測を立て、随時、都へ報告する。 3 都環境局が策定した東京都震災がれき処理計画に基づき、府中市がれき処理計画を策定する。 4 解体業者等との契約、仮置場の確保、受付窓口を決定した上で、受付を開始する。 5 がれき処理の手続き	追加
震災編 第3部 第12章 第2節 155	第1項 し尿処理の方式 1 避難場所 火災が延焼拡大した場合等、人命に及ぼす危険性が著しく大きいと予測されるときには、避難勧告等に基づいて多数の市民が避難し、2日程度滞在することが想定される。 し尿処理については、延焼の状況、避難者の人数、水洗トイレの使用の可否、素掘の可否等避難場所の状況により、防災用井戸、小・中学校のプール水等により水を確保し、下水道機能の活用を図る一方、 <u>素掘式または便槽付きの仮設トイレを用意して、避難場所の衛生環境を確保する。</u>	第1項 し尿処理の方式 1 避難場所 火災が延焼拡大した場合等、人命に及ぼす危険性が著しく大きいと予測されるときには、避難勧告等に基づいて多数の市民が避難し、滞在することが想定される。 し尿処理については、延焼の状況、避難者の人数、水洗トイレの使用の可否、素掘の可否等避難場所の状況により、近隣の井戸、小・中学校のプール水等により水を確保し、下水道機能の活用を図る一方、 <u>携帯トイレ、簡易トイレ、組立トイレまたは便槽付きの仮設トイレなどの多様な災害トイレを用意して、避難場所の衛生環境を確保する。</u> また、 <u>仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等に関するマニュアルの作成に努める。</u>	修正
	3 地区 ライフラインの供給停止により従前の住宅で生活ができなくなった被災者は、避難所で収容保護することが原則であるが、被害の状況によっては、従前の住宅での生活を確保する必要がある。このため、地域の衛生環境を考慮し、地域の状況に合わせ、小公園等に <u>素掘式または便槽付きの仮設トイレを用意する。</u> また、貯留式の災害用トイレが設置してある場合は、これを利用する。	3 地区 ライフラインの供給停止により従前の住宅で生活ができなくなった被災者は、避難所で収容保護することが原則であるが、被害の状況によっては、従前の住宅での生活を確保する必要がある。このため、地域の衛生環境を考慮し、地域の状況に合わせ、小公園等に、 <u>携帯トイレ、簡易トイレ、組立トイレまたは便槽付きの仮設トイレなどの多様な災害トイレを用意する。</u> また、貯留式の災害用トイレが設置してある場合は、これを利用する。	修正
震災編 第3部 第12章 第2節 156	第3項 し尿関係業者 1 処理	第3項 し尿収集・搬入体制の整備 1 し尿収集車の確保 また、確保できるし尿処理収集車（バキューム車）のみでは対応が困難な場合は、都に応援を要請する。 2 し尿の収集・運搬 都下水道局との覚書の締結により、水処理センターへの搬入体制を整備するとともに、管きよを所管する市町村と協力し、管きよへの搬入体制を整備する。	修正

頁	旧	新	内容
震災編 第3部 第13章 第1節 159		<p>第13章 遺体の取扱い</p> <p>第1節 遺体の捜索・収容等（市民生活部・府中警察署）</p> <p>第2項 捜索の期間等</p> <p>1 捜索の期間は、災害発生の日から10日以内とする。</p> <p>2 災害発生の日から11日以上経過してもなお遺体を捜索する必要がある場合には、捜索の期間内（10日以内）に下記の事項を明らかにし、都知事に申請する。</p> <p>(1) 延長の期間</p> <p>(2) 期間の延長を要する地域</p> <p>(3) 期間の延長を要する理由（具体的に記入すること。）</p> <p>(4) その他（延長することによって捜索されるべき遺体数等）</p> <p>第3項 必要帳票等の整備</p> <p>行方不明者の捜索及びそれに伴い遺体を発見・収容した場合に備えて、次の書類を整備する。</p> <p>1 救助実施記録日計票</p> <p>2 捜索用機械器具燃料受払簿</p> <p>3 遺体の捜索状況記録簿</p> <p>4 遺体の捜索用関係支出証拠書類</p>	追加 風水害編も同様
震災編 第3部 第13章 第2節 160		<p>第2節 遺体の搬送（市民生活部・府中警察署・多摩府中保健所）</p> <p>遺族等による搬送が困難な遺体は、市民生活部が遺体収容所に搬送する。</p> <p>また、状況に応じて、都及び関係機関への協力依頼等を行う。</p> <p>遺体収容所における遺体の受付に支障のないよう、遺体発見者・遺体発見日時・発見場所・発見時の状況・遺体の身元の認知の有無等について確認する。</p>	追加 風水害編も同様
		<p>第3項 遺体収容所での活動</p> <p>1 市は、遺体収容所設置に関する初動的な対応や各種業務が一括して円滑に処理できるように遺体収容所に管理責任者を配置し、連絡調整等にあたらせる。</p> <p>2 都及び府中警察署と連携のうえ、遺体収容所における検視・検案業務等を迅速かつ適切に行える体制を整備する。</p> <p>3 汚土や汚物等が付着した遺体については、関係機関と連携し、遺体の洗浄や消毒等を行い、腐敗の防止に努める。</p> <p>4 遺体処理の期間は、災害発生の日から10日以内とする。災害発生から11日以上経過してもなお遺体を処理する必要がある場合は、期間内（10日以内）に都知事へ申請する。</p>	追加 風水害編も同様
震災編 第3部 第13章 第4節 161		<p>第4節 検視・検案等（市民生活部・府中警察署・多摩府中保健所）</p> <p>第1項 検視・検案</p> <p>府中警察署は、検視班等を編成し、検視規則、警視庁検視規程、死体取扱規則及び都監察医務規定等に基づき、遺体の検視及び迅速、適正な措置を講ずるとともに、その取扱経過を明らかにしておく。</p> <p>都福祉保健局長は、監察医等による検案班を編成し、検案を実施する。また、必要に応じて医師会及び歯科医師会は協力する。</p>	追加 風水害編も同様
		<p>第2項 検視・検案活動の場所</p> <p>検視・検案は市が設置する遺体収容所において行う。ただし、遺体の搬送が困難な場所等遺体収容所以外において検視・検案を行う必要性が生じた場合には、医療機関等の死亡確認場所において行う。</p>	追加 風水害編も同様

頁	旧	新	内容						
震災編 第3部 第13章 第4節 161		第3項 遺体の身元確認 府中警察署は「身元確認班」を編成し、身元確認作業を行う。身元が判明したときは、着衣・所持金品と共に警視庁「遺体引渡班」に引継ぐ。なお、おおむね2日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合には、所持金品と共に遺体を市長に引継ぐ。	追加 風水害編も同様						
		第4項 遺体の遺族等への引渡し 遺体の引き渡し業務は、原則として府中警察署及び市が協力して行う。市職員が遺体の引き渡し業務に従事する場合は、警視庁「遺体引渡班」の指示に従う。	追加 風水害編も同様						
震災編 第3部 第14章 第2節 167		第4項 北多摩第一号水再生センターの対策 1 応急復旧対策 停電のためポンプの機能が停止した場合、非常用発電機及びエンジン直結ポンプによってポンプ運転を行い、排水不能の事態が起こらないよう対処し、電力の復旧とともに、速やかに主要施設の機能回復を図る。 また、被害が発生したときは主要施設から漸次復旧を図る。	追加 風水害編も同様						
震災編 第3部 第15章 第1節 178		第15章 公共施設等の応急・復旧対策 第1節 公共土木施設等（都市整備部・北多摩南部建設事務所） 第2項 河川及び内水排除施設 地震による被害が発生した場合、各施設管理者は、被害状況を速やかに把握し、応急・復旧を行い、併せて排水を行う。 1 災害時の応急措置 <table border="1" data-bbox="1519 915 2404 1394"> <thead> <tr> <th data-bbox="1519 915 1656 951">機 関 名</th> <th data-bbox="1656 915 2404 951">応急措置及び応急復旧対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1519 951 1656 1115">市</td> <td data-bbox="1656 951 2404 1115">(1) 水防活動と並行して市内の河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに都に報告するとともに必要な措置を実施する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1519 1115 1656 1394">都建設局</td> <td data-bbox="1656 1115 2404 1394">(1) 災害が発生した場合、直ちに、堤防、護岸等の河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努める。 (2) 破損等の被害を受けた場合には、特に氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努め、市町村等の行う応急措置に関し、必要に応じて技術的指導を行う。 (3) 区市町村の実施する応急措置に関し、技術的助言及び総合調整を行うほか、応急・復旧対策を総合的判断のもとに実施する。</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	応急措置及び応急復旧対策	市	(1) 水防活動と並行して市内の河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに都に報告するとともに必要な措置を実施する。	都建設局	(1) 災害が発生した場合、直ちに、堤防、護岸等の河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努める。 (2) 破損等の被害を受けた場合には、特に氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努め、市町村等の行う応急措置に関し、必要に応じて技術的指導を行う。 (3) 区市町村の実施する応急措置に関し、技術的助言及び総合調整を行うほか、応急・復旧対策を総合的判断のもとに実施する。	追加 風水害編も同様
機 関 名	応急措置及び応急復旧対策								
市	(1) 水防活動と並行して市内の河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに都に報告するとともに必要な措置を実施する。								
都建設局	(1) 災害が発生した場合、直ちに、堤防、護岸等の河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努める。 (2) 破損等の被害を受けた場合には、特に氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努め、市町村等の行う応急措置に関し、必要に応じて技術的指導を行う。 (3) 区市町村の実施する応急措置に関し、技術的助言及び総合調整を行うほか、応急・復旧対策を総合的判断のもとに実施する。								
震災編 第3部 第15章 第3節 186		第3節 社会公共施設等 第7項 社会公共施設の応急危険度判定 地震発生時において、応急対策上重要な役割を果たす社会公共施設について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、早期に被害状況を調査し、使用できるかどうかを応急的に判定する。 市は、市内の応急危険度判定員との連絡体制を整備し、被災時の応急危険度判定作業が円滑に実施できるよう協力する。	追加						

頁	旧	新	内容																		
震災編 第3部 第16章 第2節 190		第2項 調査の実施 調査にあたっては、関係する防災機関と必要な情報について、連携を図るものとする。 財務部は、国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を参考とし、あらかじめ被害認定のための具体的な調査方法や判定方法などを定めるものとする。これに基づき、住家及び非住家の被害状況調査を行い、調査結果を都本部に報告するとともに、り災台帳を作成する。 なお、火災における被害状況調査（原因・損害等）は、府中消防署長が行うこととする。	追加																		
	第15章 第3節 第10項 その他の応急対策計画（環境安全部・財務部） 1 被災証明書は本庁（財務部）において発行する。 2 本庁（財務部）は管内の被災状況を集計して、台帳を備え、迅速な証明書の発行を期さなければならない。 3 被災証明書の手数料は無料とする。 4 証明書様式は資料編○ページ資料○のとおりとする。	第3項 り災証明書の発行 1 手続き 税務管財部は、家屋・住家被害状況調査の結果に基づき、速やかにり災証明書を発行する。府中消防署長は、焼損状況の調査等に基づき、火災によるり災証明書を発行する。 なお、受付窓口は、税務管財部と府中消防署で協議し、申請する市民の便を考慮した場所で行うものとする。 2 り災証明の対象となる範囲 災害対策基本法第2条第1項に規定する災害において、次の事項について証明する。 <table border="1" data-bbox="1656 760 2211 1066"> <thead> <tr> <th>市で証明する事項</th> <th>府中消防署で証明する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 全壊</td> <td>ア 全焼</td> </tr> <tr> <td>イ 大規模半壊</td> <td>イ 半焼</td> </tr> <tr> <td>ウ 半壊</td> <td>ウ 部分焼</td> </tr> <tr> <td>エ 一部損壊</td> <td>エ ぼや</td> </tr> <tr> <td>オ 床上浸水</td> <td></td> </tr> <tr> <td>カ 床下浸水</td> <td></td> </tr> <tr> <td>キ 流失</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ク その他</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 3 り災証明書の発行は、り災世帯の世帯主又は家族が申請し、その手数料は無料とする。 4 証明書の様式 証明書の様式は、資料編○ページ資料○のとおりとする。 ただし、府中消防署長が発行する火災によるり災証明書の様式は、東京消防庁が別に定めるものとする。	市で証明する事項	府中消防署で証明する事項	ア 全壊	ア 全焼	イ 大規模半壊	イ 半焼	ウ 半壊	ウ 部分焼	エ 一部損壊	エ ぼや	オ 床上浸水		カ 床下浸水		キ 流失		ク その他		修正 風水害編も同様
市で証明する事項	府中消防署で証明する事項																				
ア 全壊	ア 全焼																				
イ 大規模半壊	イ 半焼																				
ウ 半壊	ウ 部分焼																				
エ 一部損壊	エ ぼや																				
オ 床上浸水																					
カ 床下浸水																					
キ 流失																					
ク その他																					
震災編 第3部 第16章 第4節 192	第4節 応急仮設住宅の供給（生活文化部・都市整備部・水と緑事業本部） 第1項 設営地の選定 2 建設地の選定 (2)	第4節 応急仮設住宅の供給（市民生活部・都市整備部） 第1項 設営地の選定 2 建設地の選定 (2) <u>また、詳細については、年1回都都市整備局に報告するものとする。</u>	追加																		
震災編 第3部 第16章 第4節 193	第2項 応急仮設住宅の建設及び管理 2 入居者の選定 (1) <u>災害救助法適用後、都が入居者の選定を行う場合は、市は、これに協力する。</u>	第2項 応急仮設住宅の建設及び管理 2 入居者の選定 (1) <u>災害救助法適用後、都からの依頼を受け、市が入居者の選定を行う。</u>	修正																		
震災編 第3部 第16章 第4節 194		第3項 <u>一時提供住宅の供給</u> <u>都営住宅、市営住宅等公的住宅に空き家があった場合、応急仮設住宅の入居資格・募集・選考方法に準じ、都と市民生活部は協力して、応急的な住宅を供給するよう努める。</u>	追加 風水害編も同様																		

頁	旧	新	内容
風水害編 第2部 第1章 第2節 12	第2節 かけ、擁壁等の安全対策（都市整備部） 第1項 現況・事業計画 2 急傾斜地等の安全化	第2節 かけ、擁壁等の安全対策（都市整備部） 第1項 現況・事業計画 2 急傾斜地等の安全化 <u>現在、都では、土砂災害防止法に基づく基礎調査を進めており（平成15年度～平成24年度）、調査が済んだ区域から順次、土砂災害警戒区域を指定している。都全域の指定が完了するのは、平成26年度の予定である。</u>	追加
風水害編 第2部 第1章 第3節 13	第2項 情報の収集・伝達 1 平常時からの情報共有 市は土砂災害危険箇所や避難所、または災害のおそれがある場合に伝達する情報等について、ハザードマップ等により、その内容や入手先を市民へ説明会などで事前に周知することに努める。また、住民が降雨時に自ら避難の判断をするため、市の情報だけではなく、自ら周囲の状況等の把握及び共有化に努めることを、事前に住民に周知することに努める。 2 土砂災害に関する情報の収集・伝達 行政は関係機関や市民から土砂災害の危険性を予測するための情報を収集・分析し、住民へ土砂災害発生の危険性を確実に伝達することが必要である。このため、市は都や気象庁から気象・雨量情報、土砂災害警戒情報等を収集するとともに、消防、警察、消防団等から前兆現象や災害発生等の情報を収集し、これらの情報に基づき、市民へ土砂災害発生の危険性や避難勧告等、避難所の開設状況等を伝達します。なお、伝達方法については、高齢者、障害者、外国人などの災害時要援護者など、無線や電話による伝達が困難な人への連絡手段も今後構築していく。	第2項 情報の収集・伝達 1 平常時からの情報共有 市は土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域を都知事より指定を受けた場合（平成20年1月現在未指定）、その土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所や避難所、又は災害のおそれがある場合に伝達する情報等について、ハザードマップ等により、その内容や入手先を市民へ説明会などで事前に周知することに努める。また、住民が降雨時に自ら避難の判断をするため、市の情報だけではなく、自ら周囲の状況等の把握及び共有化に努めることを、事前に住民に周知することに努める。 2 土砂災害に関する情報の収集・伝達 市は、土砂災害警戒区域（平成20年1月現在未指定）ごとに関係機関や市民から土砂災害の危険性を予測するための情報を収集・分析し、住民へ土砂災害発生の危険性を確実に伝達することが必要である。このため、市は都や気象庁から気象・雨量情報、土砂災害警戒情報等を収集するとともに、消防、警察、消防団等から前兆現象や災害発生等の情報を収集し、これらの情報に基づき、市民へ土砂災害発生の危険性や避難勧告等、避難所の開設状況等を伝達します。なお、伝達方法については、高齢者、障害者、外国人などの災害時要援護者など、無線や電話による伝達が困難な人への連絡手段も今後構築していく。	修正
	3 土砂災害警戒情報 (1) 土砂災害警戒情報の目的 大雨により土砂災害の危険度が高まったとき、市を特定し、東京都と気象庁が共同で発表する新たな気象情報で、市長が避難勧告等を発表する際の判断や、住民の自主避難の判断等に利用できる。	3 土砂災害警戒情報 (1) 土砂災害警戒情報の目的 大雨により土砂災害の危険度が高まったとき、市を特定し、東京都と気象庁が共同で発表する新たな気象情報で、市長が避難勧告等を発表する際の判断や、住民の自主避難の判断等に利用できる。なお、土砂災害警戒区域の指定後は、警戒区域内の住民等に土砂災害警戒情報を伝達する。	追加
風水害編 第2部 第1章 第4節 15	第4項 浸水想定区域内に所在する施設 <u>以下（資料編〇～〇）に示す、多摩川浸水想定区域内に所在する地下施設及び災害時要援護者施設の所有者・管理者は、上記の災害時要援護者の避難確保計画の作成や浸水被害対策等を講じなければならない。</u> (1) 多摩川浸水想定区域内の地下施設 (2) 多摩川浸水想定区域内の要援護者施設	第4項 浸水想定区域内に所在する施設 <u>多摩川浸水想定区域内に所在する地下施設及び災害時要援護者施設は、資料編〇～〇のとおりである。</u>	修正
風水害編 第2部 第6章 第1節 31	第7章 調査研究 (環境安全部、都市整備部、水道事業本部、府中警察署、府中消防署) 第1節 被害想定・地域危険度に関する調査研究	第6章 調査研究（環境安全部・都市整備部・府中警察署・府中消防署） 第1節 被害想定・地域危険度に関する調査研究 第1項 多摩川浸水想定区域図 <u>国土交通省は、多摩川水系多摩川の洪水予報区間について、水防法に基づき、平成14年2月に多摩川浸水想定区域図を公表した。この想定は、概ね200年に1回起こる大雨（2日間で457mm）が多摩川石原上流に降った場合を想定したもので、2日間で457mmは昭和49年台風16号の約1.45倍である。また、浸水深は、堤防が概ね5kmごとに破堤した場合を想定して洪水シミュレーション計算を行い、これを重ね合わせて、最大のものを表示している。</u> <u>市では、この浸水想定区域図から、平成17年11月に「多摩川洪水避難マップ」を作成し、全戸配布した</u>	追加

頁	旧	新	内容								
風水害編 第2部 第6章 第1節 32	第2項 浸水危険度の高い地域	第3項 浸水危険度の高い地域 また、多摩川の水位がはん濫危険水位を超えた場合、小柳町にある北多摩第一号水再生センター（都下水道局所管）で、排水樋門を閉じる可能性がある。閉じた場合、センター周辺で内水はん濫が起こる危険性があることから、市では都下水道局に対し、被害想定調査実施を要望していく。	追加								
風水害編 第3部 第1章 第2節 37		第2節 市職員の初動態勢（各部） 第1項 市本部の非常配備態勢 市長は、平日の勤務時間において、気象情報等により風水害等の災害が発生するおそれがあると認めるとき、または発生した場合、水防非常配備態勢を発令する。非常配備態勢は、市本部運営要綱に基づき第一から第三非常配備態勢とする。	追加								
第3部 第2章 第2節 45	第1節 予警報の伝達（環境安全部・財務部・各機関）	第2節 災害予警報等の伝達（環境安全部・財務部・各機関） 第1項 情報の通報及び伝達 ＜情報の通報及び伝達＞ <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東 京 都</td> <td>2 注意報及び警報の通報 都は、重要な注意報及び警報で、市に関係するものについて、気象庁から通報を受けたとき、またはその発令を知ったときは、直ちに市に通報する。</td> </tr> <tr> <td>府 中 警 察 署</td> <td>2 警報の伝達 気象情報で警報についての情報を受けた場合、又は発表を知った場合、署、交番、駐在所を通じて、市民に周知する。</td> </tr> <tr> <td>府 中 消 防 署</td> <td>2 風水害情報の通報 府中消防署長は、風水害情報について、関係機関から通報を受けたとき、または自らの情報収集などによって知った時は、消防出張所に一斉通報するとともに、直ちに市に通報する。また、併せて市民に周知する。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	東 京 都	2 注意報及び警報の通報 都は、重要な注意報及び警報で、市に関係するものについて、気象庁から通報を受けたとき、またはその発令を知ったときは、直ちに市に通報する。	府 中 警 察 署	2 警報の伝達 気象情報で警報についての情報を受けた場合、又は発表を知った場合、署、交番、駐在所を通じて、市民に周知する。	府 中 消 防 署	2 風水害情報の通報 府中消防署長は、風水害情報について、関係機関から通報を受けたとき、または自らの情報収集などによって知った時は、消防出張所に一斉通報するとともに、直ちに市に通報する。また、併せて市民に周知する。	追加
区 分	内 容										
東 京 都	2 注意報及び警報の通報 都は、重要な注意報及び警報で、市に関係するものについて、気象庁から通報を受けたとき、またはその発令を知ったときは、直ちに市に通報する。										
府 中 警 察 署	2 警報の伝達 気象情報で警報についての情報を受けた場合、又は発表を知った場合、署、交番、駐在所を通じて、市民に周知する。										
府 中 消 防 署	2 風水害情報の通報 府中消防署長は、風水害情報について、関係機関から通報を受けたとき、または自らの情報収集などによって知った時は、消防出張所に一斉通報するとともに、直ちに市に通報する。また、併せて市民に周知する。										
第3部 第10章 第1節 90		第10章 避難計画 第1節 避難態勢（環境安全部・市民生活部・都市整備部・府中消防署） 第3項 避難準備、勧告または指示の発令 (1) 気象情報や多摩川の水位情報、土砂災害警戒情報等に基づき総合的な判断を行い、風水害の危険が切迫していると認める場合、市長は府中警察署長及び府中消防署長に連絡のうえ、要避難地域及び地域避難先を定めて避難準備、勧告または指示をする。この場合、市は都本部に報告する。	追加								
第3部 第10章 第1節 91		第5項 避難勧告等の伝達 避難準備、勧告及び指示を発令した場合、府中警察署及び府中消防署、消防団の協力を得て、該当地域の住民に周知する。伝達にあたっては、市防災行政無線、安全安心メール、市保有の広報車等を有効活用するほか、報道機関やケーブルテレビ（ジェイコム東京）へ放送要請する。（第2章第4節参照） また、災害時要援護者施設への周知は特に配慮するものとする。	追加								
第3部 第10章 第1節 92		第7項 安全な避難方法の確保 1 市は、浸水からの安全な避難を行うため、住民が理解し、誤解を招かない伝達内容をマニュアル等で定める。 2 急激な増水などが予想され、高層ビル等への一時的な避難が必要となる地区において、避難の必要な住民と避難を受け入れるビル等の所有書・管理者との協定の締結に努める。	追加								

頁	旧	新	内容
第3部 第10章 第2節 93		第2項 避難所の選定・開設 市は、風水害による被害発生のおそれがある場合、自主避難してきた市民を収容するため、選定した一次避難所を開設する。 また、避難勧告、指示を発令する事態に切迫した場合、要避難地域の住民を収容するため、市本部長が選定した一次避難所を開設し、受入れ準備をする。発令後は速やかに避難者を受け入れる。	追加
大規模事故対 策編		第1章～第5章を追加	追加
災害復旧計 画・復興計画 編 第1章 第1節 1		第1章 市民生活安定のための緊急計画 第1節 被災者の生活確保 第1項 生活相談 3 府中警察署の対応 府中警察署、交番その他必要な場所に臨時相談所を開設し、警察関係の相談にあたる。 4 府中消防署の対応 (1) 震後における出火防止を図るため、次のような指導を行う。 ア 被災建物、仮設建物及び避難所等における火災予防対策の徹底 イ 電気、都市ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底 ウ 危険物施設等における余震に対する警戒体制、構造・設備に関する点検等の強化 (2) 災害の規模に応じて、消防署その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内にあたる。 (3) 火災によるり災証明の発行については、市と窓口の開設時期・場所及び必要な情報について連携を図り、り災者の利便の向上に努める。	追加
災害復旧計 画・復興計画 編 第1章 第1節 4	第2項 災害弔慰金等の支給 4 被災者生活再建支援制度 (2) 支給要件等 居住する住宅が、全壊・全焼・全流出した世帯、又はこれと同様の被害を受けたと認められる世帯で、世帯全員の収入合計額と世帯主の年齢等が下表の区分に該当する世帯が対象となる。 ※平成16年度改正により、対象世帯が全壊のみから、大規模半壊、半壊も対象となった	第2項 災害弔慰金等の支給 4 被災者生活再建支援制度 (2) 支給要件等 支給対象となる世帯は、居住する住宅が以下のアからエのいずれかの状態にあり、かつ世帯全員の収入合計額と世帯主の年齢等が下表の区分に該当する世帯とする。 ア 住宅が全壊した世帯 イ 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ウ 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯 エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）	修正
災害復旧計 画・復興計画 編 第1章 第1節 10		第2節 義援金品の配分（福祉保健部） 第1項 義援金品募集の検討 市、都、日本赤十字社各機関は、被害の状況等を把握し、義援金品の募集を行うか否か検討し決定する。 第2項 義援金品募集配分委員会の設置 1 義援金品を確実に、迅速、適切に募集・配分するため、都本部に義援金募集配分委員会（以下「委員会」という。）を設置する。 2 委員会は次の事項について審議し、決定する。 (1) 被災区市町村への義援金品の募集・配分計画の策定 (2) 義援金品の受付・配分にかかる広報活動 (3) その他義援金品の受付・配分等に関して必要な事項 3 委員会は、都、区市町村、日本赤十字社、その他関係機関の代表者により構成する。	追加